

## 標準伐期齢について

標準伐期齢は、各市町の市町村森林整備計画において定められており、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標です。（その林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません）。

保安林では標準伐期齢に満たない立木の主伐（皆伐、択伐）をすることができません。

別紙の広島県内標準伐期齢一覧表を参考にしてください。

(別紙) 広島県内標準伐期齢一覧表

樹種			マツ	スギ	ヒノキ	その他 針葉樹	主として萌芽に よって生立する 広葉樹	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹
上高 流梁 川	神石高原町	(油木)	30	35	40	40	20	45
		(神石)						
		(豊松)						
		(三和)						
江 の 川 上 流 森 林 計 画 区	三次市	(三次)	30					
		(甲奴)						
		(君田)						
		(布野)						
		(作木)						
		(吉舎)						
		(三良坂)						
		(三和)						
		(庄原)						
		(総領)						
	庄原市	(西城)						
		(東城)						
		(口和)						
		(高野)						
		(比和)						
	安芸高田市	(吉田)						
		(八千代)						
		(美土里)						
		(高宮)						
		(甲田)						
(向原)								
太 田 川 森 林 計 画 区	広島市	(広島)	35	35	40	40	20	45
		(安芸)						
		(船越)						
		(瀬野川)						
		(阿戸)						
		(矢野)						
		(祇園)	30					
		(安吉市)						
		(佐東)						
		(沼田)						
	(安佐)							
	(可部)							
	(高陽)							
	(白木)							
	(五日市)	35						
	(湯来)	30						
	大竹市							
	廿日市市	(廿日市)	35					
		(佐伯)						
		(吉和)	30					
(大野)		35						
(宮島)		30						
安芸郡	府中町	35						
	海田町							
	熊野町							
	坂町							
山県郡 安芸太田町	(加計)	30						
	(筒賀)							
	(戸河内)							
北広島町	(芸北)							
	(大朝)							
	(千代田)							
	(豊平)							

樹種		マツ	スギ	ヒノキ	その他 針葉樹	主として萌芽に よって生立する 広葉樹	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹		
瀬 戸	呉市	(呉)	35	35	40	40	20	45	
		(音戸)							
(倉橋)									
(下蒲刈)									
(蒲刈)									
(安浦)									
(川尻)									
(豊浜)									
(豊)									
竹原市									
戸	三原市	(三原)	30						
		(大和)	35						
		(本郷)	30						
		(久井)	35						
内	尾道市	(尾道)	35						
		(御調)	30						
		(向島)	35						
		(因島)							
森	福山市	(瀬戸田)	30						
		(福山)							
		(加茂)							
		(芦田)							
		(駅家)							
		(内海)							35
		(新市)							30
		(沼隈)							35
林	府中市	(神辺)	30						
		(府中)							
計	東広島市	(協和)	35						
		(上下)							
		(西条)							
		(八本松)							
		(志和)							
		(高屋)							
		(黒瀬)		30					
		(福富)		35					
		(豊栄)		30					
		(河内)		35					
		画 区		江田島市	(安芸津)	35			
					(江田島)				
(能美)									
(沖美)									
大崎上島町	(大柿)		35						
	(大崎)								
	(東野)								
世羅町	(木江)		30						
	(甲山)								
	(世羅)								
		(世羅西)							